

### ごあいさつ

男女共同参画社会の形成を推進することを目的として、平成11年に「男女共同参画 社会基本法」が公布・施行されました。

富士見町では、平成9年度に女性プラン「すずらん」(女性行動計画)を策定し取り組みが始まりました。以来、その時々の社会情勢に対応した改訂を5年ごとに重ね、このたび令和5年度から令和9年度までの「第6次富士見町男女共同参画計画 すずらんVIパートナーシップふじみ」を策定しました。

少子高齢化の進行や人口減少、不安定な世界経済や頻発する自然災害や感染症の流行など、社会情勢が大きく変化するなか、町民一人ひとりが互いに人権を尊重し、性別などにとらわれることなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現が求められています。

本計画では、新しく SDGs の推進、とりわけジェンダー平等の実現を盛り込み、性別による不利益や不平等をなくし、社会に参画する機会を担う責任を誰もがわかちあえる地域をつくることを目指してまいります。

また、町民の皆様や事業者、教育関係者の方々との協働により、着実に男女共同参画社会の実現に向けての歩みを進めていきたいと考えます。

最後に、この計画を策定するにあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました富士見町男女共同参画計画策定委員の皆様、町民の皆様に厚くお礼を申し上げ、あいさつといたします。

令和5年3月 富士見町長 名取重治

# 目 次

第	51章 計画のあらまし	
	1. 男女共同参画の趣旨	1
	2. 男女共同参画の基本理念	2
	3. 計画の位置づけ	3
	4. 計画期間	3
第	<b>32章 富士見町の男女共同参画を取り巻く概況と課題</b>	4
	1. 世界の潮流と国内の動き	4
	(1)持続可能な暮らしに求められるジェンダー・ギャップの解消	4
	(2)新しい時代の生活に応じる必要性	5
	(3) 魅力的な地域であり続けるために	5
	2. 本町における意思決定の場の状況	
	3. 町の暮らしにおける住民意識	7
	(1) 社会における「男性優遇」の強さ	
	(2)家庭での「役割分担」の偏り	9
	(3) 仕事と家庭(子育てや介護など)の両立における困難	9
	(4) 地域活動への参加に関する男女の偏り	10
	(5) 若者におけるジェンダー・ギャップ	11
	4. 本町の男女共同参画における課題	13
	(1)性別間のギャップへの気づきを促すこと	13
	(2) 女性が社会活動に参加しやすい環境をつくること	13
	(3)性別によって役割や選択肢が規定される状況を解消すること	13
第	33章 計画の基本的な考え方	14
	1. 目指す姿	14
	2. 基本目標	
	3. 施策の体系	16
第	54章 展開する施策の内容	17
	基本目標 I 暮らしにおける男女共同意識の浸透	
	(1)課題と取り組むべきこと	17
	(2)実施する施策の内容	18
	基本目標 Ⅱ だれもが参画しやすい社会のしくみづくり	20
	(1)課題と取り組むべきこと	20
	(2)実施する施策の内容	21
	基本目標Ⅲ だれもが安全・安心に暮らせる環境づくり	23
	(1)課題と取り組むべきこと	23
	(2)実施する施策の内容	
	各施策の目標値	26
第	§5章 推進 <b>体制</b>	27
策	定について	28

# 第1章 計画のあらまし

#### 1. 男女共同参画の趣旨

#### ■背景

性別によらず誰もが対等の権利と責任を持ち、利益を享受できる社会を目指すのが「男女共同参画」 の考え方です。

我が国では、戦後の日本国憲法制定を起点とし、1975 (昭和 50) 年に国連の提唱した「国際婦人年」に続く形で、「女子差別撤廃条約」の批准と「男女雇用機会均等法」の制定(1985 (昭和 60) 年)、「育児休業法」の公布(1991 (H3) 年)など、法令が整備されてきました。

1999 (平成 11) 年には、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。同法は「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、以って男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」の形成を目指すものであり、この考えのもとに「男女共同参画」を推進する具体的な取り組みが進められてきました。

#### ■富士見町での取り組みと現状

富士見町(以下、本町)は2005(平成17)年に「富士見町男女共同参画社会づくり条例」を施行し、町民一人ひとりが互いに人権を尊重しあい、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮でき、自らの意思において多様な生き方が選択できる町づくりを進めています。

しかし暮らしの中では、様々な場面で依然として不平等・不均衡な状況が残っているとみられます。 2020 (令和 2) 年には新型コロナウイルスの感染が拡大し、生活の困窮や非正規雇用による不安定な 職場環境といった社会問題が女性に偏っていることが顕在化するなど、社会における男女格差の解消 が改めて強く求められています。

また、近年グローバル化がさらに進む中で、あらゆる国と地域において持続可能な暮らしを目指す機運が高まっています(「SDGs(持続可能な開発目標)」の設定と推進など)。この潮流のもと、本町でも、だれも孤立することなく多様な立場・特性のある人々がともに存在する社会を目指す「多様性(ダイバーシティ)」、国籍や民族の異なる人々が互いの文化を尊重しながら地域社会をつくっていく「多文化共生 $^1$ 」、性別に関わらず平等に責任や機会を分かち合える「ジェンダー平等」といった概念を浸透させることの重要性が益々高まっています。

こうした現状において暮らしやすい地域をつくっていくにあたり、「男女共同参画」の視点はより 重要なものとなっているといえます。

<sup>1</sup> 多文化共生とは、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」です(総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」(平成 18年)より)。

#### ■本計画の目的

こうした現状を踏まえて、本町は、<u>最新の社会情勢や、本町の抱える地域課題に対応し、着実に「男女共同参画」を推進する</u>「第6次富士見町男女共同参画計画 すずらんVI パートナーシップふじみ」(以下、本計画)を策定しました。本計画の推進を通じて、<u>性別による不利益や不平等をなくし、社会に参画する機会や担う責任を性別によらず誰もがわかちあえる地域をつくる</u>ことを目指します。また、こうした男女共同参画の推進を通じて、幅広い人・企業・地域団体等における<u>多様性・多文化共生・ジェンダー平等の浸透を図り、誰もが暮らしやすく持続可能な地域づくりを後押し</u>していきます。

#### 2. 男女共同参画の基本理念

「富士見町男女共同参画社会づくり条例」に基づき、本計画が推進する「男女共同参画」の基本理 念を次のように定めます。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保され、人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担に基づく社会のさまざまな制度や慣行によってその活動が制限されることなく、自立し、自らの意思において多様な生き方が選択できること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、政策又は方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たし、相互の協力と社会の支援の下に家庭生活における活動と職業生活その他社会における活動を両立して行うことができるようにすること。
- (5) 男女が互いの性への理解を深め、生涯にわたる性並びに妊娠及び出産を含む生殖に関する事項において、男女が互いの意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が尊重されること。
- (6) 国際社会における取り組みと密接な関係を有していることから、その動向を考慮すること。

#### 3. 計画の位置づけ

本計画の位置づけは以下のとおりです。

- 国の定める「男女共同参画社会基本法」「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」において定められた市町村計画
- 「富士見町男女共同参画社会づくり条例」に規定された「男女共同参画施策を総合的かつ計画的 に推進するための基本的な計画」

また、本計画は、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」、長野県の「第 5 次長野県男女共同参画計画」、本町の「第 6 次富士見町総合計画」及び他の関連計画との整合性を図り策定しています。

## 4. 計画期間

2023 (令和 5) 年度から 2027 (令和 9) 年度までの 5 か年を、本計画の期間とします。2027 (令和 9) 年度にはそれまでの成果・課題等を踏まえて内容の見直しを図り、翌年度からは次期計画を推進する予定です。

2023 年度 (令和 5)	2024 年度 (令和 6)	2025 年度 (令和 7)	2026 年度 (令和 8)	2027 年度 (令和 9)	2028 年度 (令和 10)
		本計画の期間			
				見直し	次期計画

## 第2章 富士見町の男女共同参画を取り巻く概況と課題

#### 1. 世界の潮流と国内の動き

#### (1) 持続可能な暮らしに求められるジェンダー・ギャップの解消

2015年に国連総会で採択された「SDGs」では、我々の暮らしを持続可能なものとするために 18 の目標を掲げており、あらゆる国や地域、そしてそれらを構成する一人ひとりがその達成を目指すことが求められています。

この目標のひとつである「5. ジェンダー平等を実現しよう」は、 $\underbrace{ジェンダー(社会的・文化的につくられる性別)}$ によって、社会に参画する機会や享受できる利益などに格差があること(ジェンダー・ギャップ)を社会の抱える大きな問題と捉え、このギャップ解消を目指すものです。この理念は広く世界に浸透していますが、我が国は世界経済フォーラムが算出する「ジェンダー・ギャップ指数2」において 146 か国中 116 位(2022 年)と低い順位になっているなど、解消すべきジェンダー・ギャップがいまなお残っているのが実情であり、その解消に向けて取り組むことが重要となっています。

さらに、SDGs には以下のような目標があります。

- 「1. 貧困をなくそう」
- 「3. すべての人に健康と福祉を」
- 「4. 質の高い教育をみんなに」
- 「10. 人や国の不平等をなくそうし
- 「11. 住み続けられるまちづくりを」
- 「16. 平和と公正をすべての人に」

これらの目標はいずれも、特定のだれかが、社会的に不利な立場におかれたり、受け取るべき権利 や保障から取り残されたりすることのないようにし、だれもが暮らしやすく、持続可能な地域をつく っていこうというものです。ここにあるのは多様な生き方を認めようという理念であり、もちろん性 のあり方による不均衡・不平等をなくそうというものです。

これからの男女共同参画の推進にあたっては、SDGs の掲げる多様性の尊重、そこに生じる不均衡・不平等を解消していくという考え方が強く求められます。















<sup>2</sup> 政治、経済、教育、健康の側面で男性・女性のジェンダーの違いによる不平等がどの程度あるかを評価し、国ごとに比較できるよう指数化したもの。

#### (2) 新しい時代の生活に応じる必要性

内閣府「第5次男女共同参画基本計画」では、これからの男女共同参画の推進において、以下の社会変化への対応が課題であるとしています。

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響
- 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- 人生100年時代の到来
- 働き方改革等に対応した法令や制度の整備
- デジタル化社会への対応
- 女性に対する暴力根絶の社会運動
- 頻発する大規模災害

新型コロナウイルスや自然災害の激甚化、人口減少社会の本格化など、現在は大きな変化が生じている時代です。この中で、社会的なリスクを引き受けたり生き方の選択肢が狭まったりという、社会問題のしわ寄せが特定の性別に偏ることは、あってはならないことといえます。

男女共同参画推進にあたっては、自然・社会の急激な変化を踏まえながら、孤立したり取り残されたりする人のないよう図っていくことが重要です。

#### (3)魅力的な地域であり続けるために

長野県「第5次長野県男女共同参画計画」では、最新の社会情勢を踏まえ、計画に盛り込むべき新たな視点として以下の4つを示しています。

- 時代の変化を先取りした働き方・暮らし方
- 若者に選ばれる地域づくり
- SDG s の理念を踏まえたジェンダー平等の浸透
- ダイバーシティ(多様性)の視点

この視点に示されているのは、男女共同参画の推進は、<u>地域の魅力を高めることで、人口流出の抑</u>制や移住者の呼び込みにもつながる(選ばれる地域になる)という考え方です。

本町でも人口は減少を続けていますが、人口減少は国全体の中長期的な傾向であり、今後も続くと推測されています。この中で町の活力を維持するには、先にみてきたようなジェンダー平等や多様性の尊重を通じて、若者をはじめとする多くの住民が「住みつづけたい」、また町外出身者が「住んでみたい」、一度町外へ出た方が「帰りたくなる」と思える地域づくりを進めることが非常に大切になります。

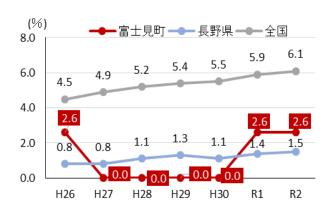
### 2. 本町における意思決定の場の状況

本町における、町議会議員に占める女性割合をみると、全国平均及び長野県平均よりも低い水準で推移しています。また自治会長における女性割合についても、「0」または「2.6%(39 地区の役員中ひとりが女性であるときの割合)」のいずれかと、低い水準となっています。本町の政治や地域活動では、その意思決定の場にいるのが男性に大きく偏っているのが実情といえます。

<町議会議員に占める女性割合>



<自治会長に占める女性割合>



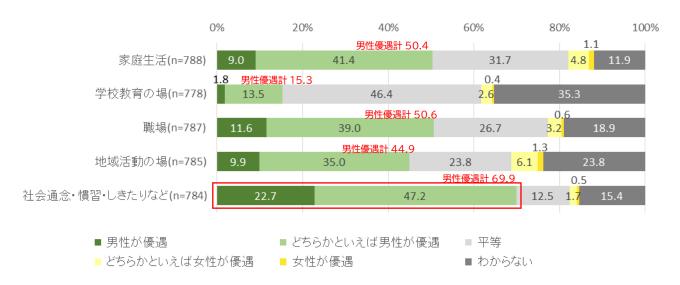
出典:富士見町・長野県:長野県県民文化部人権・男女共同参画課調べ、全国:内閣府男女共同参画局 女性の政策・方針決定参画状況調べ

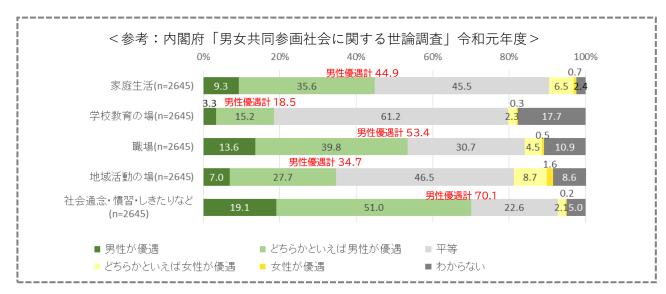
#### 3. 町の暮らしにおける住民意識

本町ではこれまで「男女共同参画計画」の推進においてさまざまな広報や意識啓発に取り組んでおり、その理解や意識向上が図られてきました。しかし町の暮らしにおいては、今もなお性別による不平等・不均衡が残っているとみられます。2022 (令和 4) 年に実施した住民意識調査³からは、以下のような現状が把握できます。

#### (1) 社会における「男性優遇」の強さ

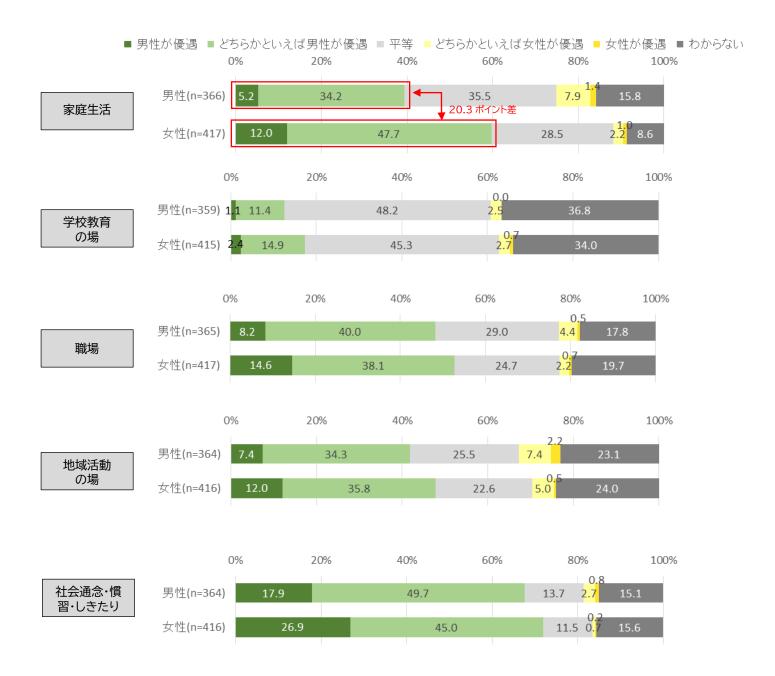
- ・男女が平等かについて聞くと、「男性が優遇(どちらかといえばを含む)」の割合が女性に比べて高く、特に「社会通念・慣習・しきたり」では 69.9%にのぼり、依然格差があることがわかります。
- ・国の同様の調査結果と比べると、<u>「家庭生活」(5.5 ポイント差)と「地域活動の場」(10.2 ポイント差)において「男性が優遇」の割合が高く、本町における格差が全国より強いとみられます。</u>





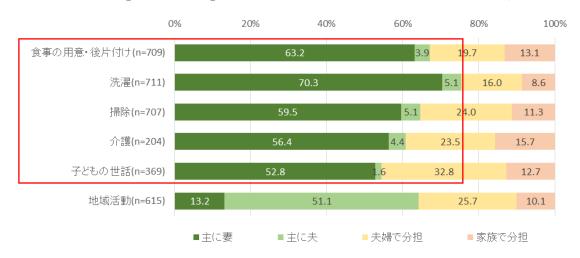
<sup>3</sup> 無作為抽出した成人 1,500 人(回収 815 票)と 2022 年 3 月時点で  $16\sim17$  歳の若者全数 264 人(回収 108 票)を対象とし、郵送または Web 回答により実施。なお以下では(1) $\sim$ (4)節では成人、(5)節では若者の結果を示した。

- ・さらに、先の設問を男女別回答で比較すると、すべてにおいて<u>女性の回答の方が「男性が優遇</u> (どちらかといえばを含む)」の割合が高くなっており、性別間の格差について、男性は認識し にくく女性は認識しやすいという傾向が伺えます。
- ・<u>男女間の意識の差が最も大きいのは「家庭生活」</u>で、男性の 39.4%に比べて女性では 59.7%と、 男女間で 20.3 ポイントの差があります。



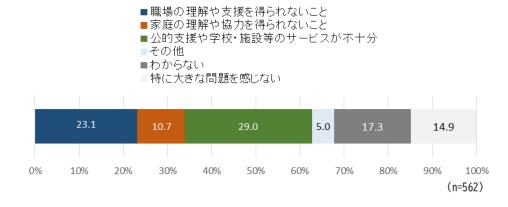
#### (2) 家庭での「役割分担」の偏り

- ・家庭での役割分担について聞くと、家事や介護、子育ての活動はいずれも「主に妻」が過半数を超え、女性に大きく偏っています。
- ・一方で「地域活動」は「主に夫」が51.1%となっており、男性に偏っています。



#### (3) 仕事と家庭(子育てや介護など)の両立における困難

- ・仕事との両立が困難になる要因を聞くと、「わからない」「特に大きな問題を感じない」を除けば、「公的支援や学校・施設等のサービスが不十分」 (29.0%) の割合が最も高く、次いで「職場の理解や支援を得られない」 (23.1%)、「家庭の理解や協力を得られない」 (10.7%) となります。
- ・子育て中の回答者だけでみると、「職場の理解や支援を得られない」(27.2%)、「家庭の理解 や協力を得られない」(13.9%)の割合がそれぞれ高く、介護している回答者だけでみると、 「公的支援や学校・施設等のサービスが不十分」(29.5%)の割合が高くなっています。仕事を しながら子育てをするには、職場や家庭内の理解・協力が特に重要であることが伺えます。



<子どものいる回答者の集計結果>

20.5 10.3 29.5 5.1 16.7 17.9

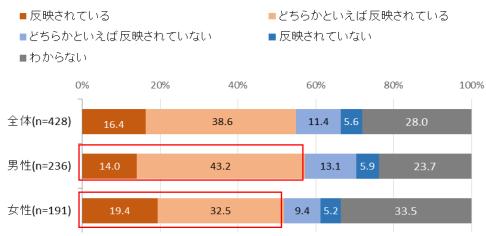
<要介護認定者、障害者手帳所持者のいる回答者の集計結果>

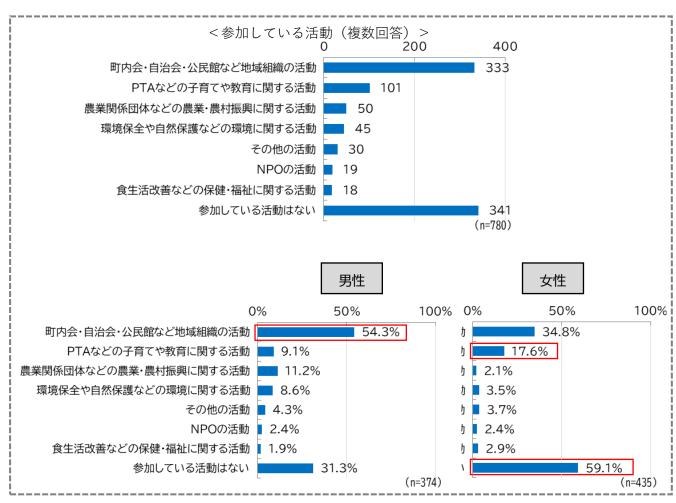
27.2 13.9 23.3 6.7 10.6 18.3

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100% (n=180)

#### (4) 地域活動への参加に関する男女の偏り

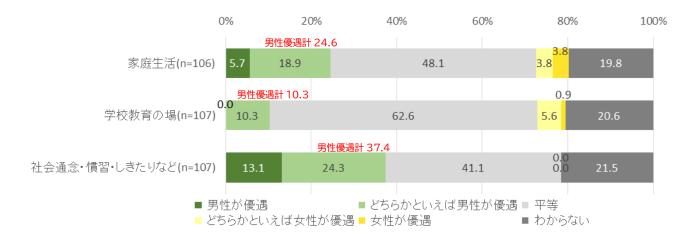
- ・地域活動に自分の意見が反映されているかを聞くと、「反映されている(どちらかといえばを含む)」の割合は男性 57.2%、女性 51.9%で、やや男性が高いもののいずれも過半数を超えています。
- ・参加している内容をみると、「町内会などの地域組織の活動」は男性 54.3%、女性 34.8%、「PTA など子育てや教育に関する活動」は男性 9.1%、女性 17.6%と、性別により活動内容に偏りがみられます。また「参加していない」割合は、女性は 59.1%と過半数で、男性より 27.8 ポイント高くなっています。



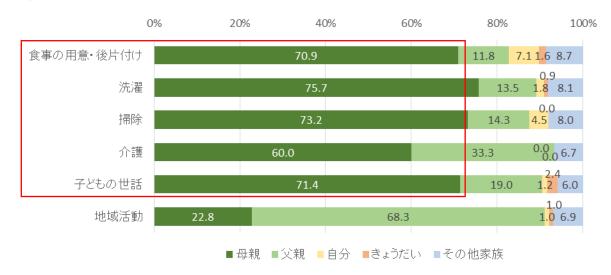


#### (5) 若者におけるジェンダー・ギャップ

・若者調査において男女が平等かを聞くと、「男性が優遇(どちらかといえばを含む)」の割合が成人調査と同様に女性より高くなっていますが、成人調査に比べると低くなっており、<u>若者を取り巻く環境での性別間の格差は、成人に比べて解消されつつあると考えられます。</u>



- ・しかしながら家庭の役割分担をみると、成人調査の結果同様に「主に母親」に偏りがみられます。
- ・また、家庭の役割を「主に自分が担っている」者の男女別回答をみると、全回答の 72.2%が女性 となっています。暮らしにおける役割分担は、若者でも依然として女性に偏っていることが伺えます。



<「主に自分が担っている」と回答した者の男女別回答数>

	食事	洗濯	掃除	介護	子どもの世話	地域活動	合計	割合
男性	2	0	2	0	0	1	5	27.8
女性	7	2	3	0	1	0	13	72.2
			■ 男	 性		 女性		
		27	.8		72.2			
		0%	20%	40%	60%	80%	100%	

#### <参考:若者の居住・移住に関する意向>

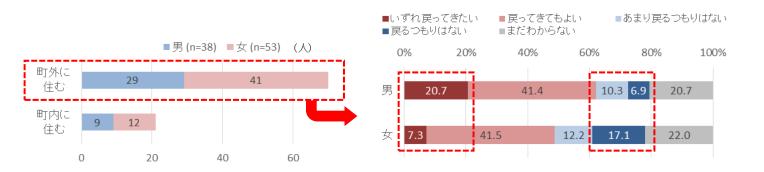
・本町における直近5年(2017~2021年)の転出入数を性別・世代別にみると、20代女性の流出が大きくなっています。同世代の男性と転出人数は同規模ながら、転入者が少なくなっています。

	年代	転入	転出	差	
	0歳代	113	110	3	
	10歳代	64	80	-16	
	20歳代	406	474	-68	
	30歳代	286	274	12	
男	40歳代	186	164	22	
性	50歳代	99	72	27	
	60歳代	85	46	39	
	70歳代	41	34		
	80歳代	17	7	10	
	90歳代	3	4	-1	
	0歳代	123	85		
	10歳代	44			20 代女性の流出が
	20歳代	344	479		同世代男性に比べて大きい
	30歳代	265	256	9	
女	40歳代	158	119	39	
性	50歳代	96	72	24	
	60歳代	67	38	29	
	70歳代	44	32	12	
	80歳代	37	29	8	出典:富士見町統計(住民基本台帳による)
	90歳代	16	14	2	山大・田工ルー・明明 (日氏坐が日報による)

・若者への住民意識調査において、就職する時点で「町外に住む」と回答した者に将来富士見町に 戻る意向があるかを聞いたところ、「いずれ戻ってきたい」は男性 20.7%、女性 7.3%、「戻るつ もりはない」は男性 6.9%、女性 17.1%となっています。

<就職時点での居住意向>

<就職時点で「町外に住む」者のうち、将来富士見町に戻る意向>



・こうしたデータからは、<u>町外へ流出する若者のうち、将来町に戻る意向は男性の方が強く、戻らない意向は女性の方が強い</u>といえます。若年女性人口の減少は出生数への影響も大きく、ここに性差による問題があるとすれば、その解決が強く求められます。<u>本町が若い女性にとって暮らし</u>にくい、働きにくいといったことのないよう、生活の中で不均衡・不平等などがあればこれを解消していくことが求められます。

#### 4. 本町の男女共同参画における課題

前節までにみた概況を踏まえると、これからの本町の男女共同参画における主な課題は以下のよう に整理できます。

#### (1) 性別間のギャップへの気づきを促すこと

- ・本町の暮らしにおいて、性別間の格差が依然としてあり、特に社会通念や慣習といった意識において男女差が大きくなっています。こうした<u>現状のギャップに住民ひとりひとりが気づくこと</u>が求められています。
- ・ 若者より年配者の方が、女性より男性の方が、こうしたギャップに気づかない、または気づいて も問題だと認識しない傾向があり、その気づきを促すことが重要です。
- ・全国と比較すると、本町では<u>「家庭生活」「地域活動の場」におけるギャップが大きい</u>と推測され、こうした場面での意識啓発が重要となります。

#### (2) 女性が社会活動に参加しやすい環境をつくること

- ・町議会や自治会活動などでは、<u>意思決定の場にいるのが男性に大きく偏っており、女性が社会参</u> 画しやすくするには、この偏りを是正することが必要です。
- ・職場や地域活動へ参加するとき、男性はしやすく女性はしにくいといった性別による格差がある ことが示唆されています。それら環境(働き方、地域活動の仕方など)の格差をできるだけ解消 し、だれであっても社会活動がしやすい環境を整えることが求められています。
- ・現状のデータからは、若い女性にとって住み続けたいと思える魅力が高くないことも示唆されており、<u>魅力的な地域として人を惹きつけるためにも、女性が活躍しやすい環境づくりは重要になっているといえます。</u>

#### (3) 性別によって役割や選択肢が規定される状況を解消すること

- ・性別によるギャップを解消する「男女共同参画」の理念への理解は進んでいるとみられるものの、 家庭での役割分担など、<u>実際の暮らしの中では役割や選択肢が固定化されているケースが多々ある</u> <u>る</u>と推測されます。
- ・<u>役割や選択肢の固定化は、社会参画を阻害するだけでなく、地域での孤立や職の不安定さ、生活の困窮といった問題が特定の性別に偏ることにもつながるため、これを解消することが重要です。また、こうした社会問題によって危機的な状況にあるひとに対するセーフティネットを十分に機能させること</u>も求められます。
- ・若者においては、<u>進学・就職や将来の居住地などを選ぶ際に性別による固定化がなされることの</u>ないようにすることが、住民の流出抑制や流入増加といった観点からも重要と考えられます。

# 第3章 計画の基本的な考え方

#### 1. 目指す姿

これまでに整理した現状・課題は、以下のように整理できます。

- ・世界的なジェンダー・ギャップ解消の動きや、新たな生活スタイルへの対応が求められる中で、 地域の活力を維持するために、<u>住みたいと思える魅力的な地域をつくる観点から、男女共同参画</u> の重要性がより高まっています。
- ・しかし<u>本町の暮らしには性別間のギャップが依然残されています</u>。そのギャップがあることも十分認識されていないとみられ、男性に比べると女性は社会活動に参加しにくいケースがあるとも推測されています。さらに、孤立や生活の困窮といった問題が特定の性別に偏る危険性があることも懸念されています。

本格的な人口減少時代に突入する中、活力のある地域を維持するには、こうした現状のギャップ解消に本格的に取り組まなければなりません。そのことで、住み続けたい、住んでみたい、帰りたいと思える魅力的な地域をつくり、将来にわたって持続可能な地域づくりにつなげていくことが重要となります。

このためには、本町に暮らすとき、<u>特定の性別の人が社会参加の機会や選択肢を奪われたり、安心・安全を脅かされたりするようなことのないようにし、だれもにとって暮らしやすいと思える地域をつくっていくことが強く求められています。</u>

以上のことを踏まえて、これから本町では以下のような状態を「目指す姿」と定め、暮らしにおける男女共同参画を推進していきます。

### 【富士見町が目指す姿】

# 性別で機会・役割が固定化されることのない だれにとっても暮らしやすい地域

- ・家庭、地域、職場など暮らしの中の格差に多くの人が気づき、解消しようと考える地域
- ・仕事や地域活動など社会で活躍したいと思ったとき、だれもが参加しやすい地域
- ・暮らしの中のリスクや問題が特定の性別に偏らない、だれもが安心・安全を感じられる地域

#### 2. 基本目標

目指す姿に近づくために、以下の3つの基本目標として定めます。本計画では、この基本目標の達成に向けた施策を実施していきます。

# 基本目標 | 暮らしにおける男女共同意識の浸透

本町には、性別によって選択肢や役割が規定される場面が残っているとみられるため、まずはそうした格差に多くの住民が気づけるよう意識啓発に継続して取り組みます。性別による不平等や不均衡は、それを被っている立場だけが気づいている(他方は気づきにくい)という状況が生まれやすく、また若者と年配者との間に意識のギャップが生じていることも推測されるため、意識啓発の対象や方法を工夫し、できるだけ実際の意識・行動の変化につながるよう努めます。



# 基本目標 II だれもが参画しやすい社会のしくみづくり



政治、仕事、地域活動など、さまざまな社会活動において、性別によって参加しやすい・しにくいといった格差が生じないように、それぞれの社会活動のしくみを改善するとともに、その意思決定の場における男女差の是正を図ります。このことにより、だれもが自分の意思にそって社会で活躍できる機会を得られ、担うべき責任や得られる利益をともに引き受けられる社会をつくり、だれもが住みたいと思える魅力的な地域づくりを後押しします。また、こうした魅力ある地域づくりを通じて、一度外に出た住民の帰還や他地域に住んでいた人の移住の促進・定着(Fターンの推進)にもつなげます。

## 基本目標III だれもが安全・安心に暮らせる環境づくり

新型コロナウイルスの感染拡大、激甚化する自然 災害、貧困や暴力などの社会問題などによる負の影響が、特定の性別や、社会的に弱い立場に追いやられている人々に偏ることのないように、防犯・防災やセーフティネットの整備に努めます。このことによって、地域に住むだれもが安全・安心に暮らせる環境をつくっていきます。



### 3. 施策の体系

以上の基本目標に基づき、本計画では5年間にわたり以下の施策を推進します。

基本目標	施策	主な事業
	1)日常の暮らしにおけ	★家庭内での性差解消の意識啓発キャンペーンの実施
	る不均衡・不平等への	★暮らしにおけるジェンダー・ギャップの把握
	気づきの促し	(など)
	2)教育を通じた男女共	★子ども向け啓発ツールの制作・配布
暮らしにおけ	Z ) 教育を通じた男女共	★子どもと保護者世代の交流を通じた啓発
る男女共同意	川息畝の/文乃	(など)
識の浸透	3) 地域全体としてのジ	★世代間交流イベントの開催
	ェンダー平等意識の醸	★講演会・学習会等の実施
	成	(など)
	1) 意思決定の場への女	★議会、審議会、自治会等での女性割合向上
	1) 息忠决定の場への女   性参画の拡大	★女性活躍推進のための連携・交流の場の運営
	性多画の拡入	(など)
だれもが参画		★ワークライフバランス推進のための企業啓発
しやすい社会	2)性別を問わず社会で活躍しやすい環境づく	★若い世代に向けた地域プロモーション
のしくみづく		★参加しやすい地域活動づくりに向けた現状把握と学び
b	Ŋ	の機会づくり
		(など)
	1)だれもが健康で過ご	・生涯にわたる健康のための支援とその周知
	せるための支援	・性と生殖に関する健康と権利の意識啓発
	せるための文族	(など)
l III	2) 男女共同視点での防	★防災への男女双方の視点の反映
		・地域防災活動における男女共同参画推進
だれもが安	災	(など)
全・安心に暮		★被害を受けた人への相談・支援体制の充実
らせる環境づ	3)暴力の根絶	・暴力、ハラスメント行為根絶のための意識啓発
< 0		(など)
	1) 盆田 たど井洋 Lの田	・保護者等から相談を受けられる人員体制の充実
	4) 貧困など生活上の困 難への支援	・問題を抱える人の情報共有の仕組みづくり
	無べい又抜	(など)

#### ◆重点事業の実施◆

本計画の目標達成のため、特に力を入れて実施するものを「重点事業」とし、上表及び第4章において「★」印で示します。

成果を出せるように「★」印のついた「重点事業」は、各年度で必ず1回以上実施することとし、継続的な取組みを積み重ねます。

# 第4章 展開する施策の内容

#### 基本目標 I 暮らしにおける男女共同意識の浸透

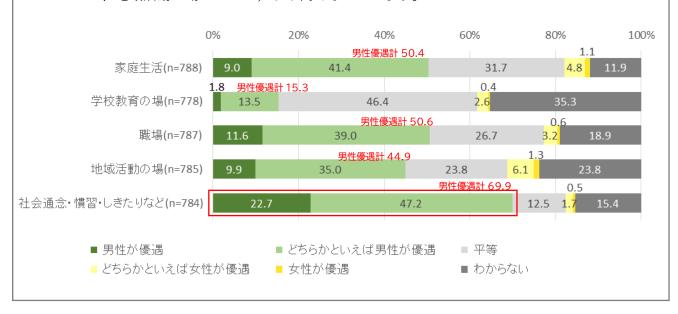
#### (1)課題と取り組むべきこと

本町の暮らしの中には、いまなお性別による不均衡・不平等が残っているとみられます。これを解消するには、特定の性別であることが生きていくうえで不利益になることがあってはならないという認識をあらゆる住民にもってもらうこと、またそのような問題が暮らしの中で実際に生じていることについての気づきを促していくことが求められます。

本町では特に、家庭や地域活動でこうした問題が根強く残っているため、こうした具体的な場面での問題点に気づき、そこでの意識・行動を変えるよう働きかけていきます(施策 1)。また、こうした意識啓発は教育と密接に関わることであり、教育を通じた男女共同意識の浸透を図っていきます(施策 2)。さらに、地域に住むあらゆる人々を対象とした広報や講演会などによって、地域全体としてのジェンダー平等意識の醸成に継続的に取り組んでいきます(施策 3)。

#### <課題についての町の現状(再掲)>

- ・暮らしにおける「男性が優遇 (どちらかといえばを含む)」の割合は女性に比べて高く、特に「社会通念・慣習・しきたり」では 69.9%にのぼります。
- ・「家庭生活」と「地域活動の場」における「男性が優遇」の割合は、全国調査の結果(家庭生活で44.9%、地域活動の場で34.7%)より高くなっています。



#### (2) 実施する施策の内容

#### 施策1 日常の暮らしにおける不均衡・不平等への気づきの促し

抽象的・全般的な意識啓発ではなく、家庭・職場・地域活動など暮らしの中の具体的な場面について、現状でどのような問題があるのかについての気づきを促していきます。

このため、家庭・職場・地域活動などのそれぞれの現場において意識啓発のツールや機会をつくり、 理念の理解に留まらず、日常の意識・行動を実際に変えていくことを目指します。

#### ■主な事業

内容	担当課
★家庭内での性差解消の意識啓発キャンペーンの実施	
家庭の役割分担の偏りをなくすために、町内での意識啓発キャンペーンに取	生涯学習課
組みます。	
★暮らしにおけるジェンダー・ギャップの把握	
住民の暮らしにおいて、現状でどのようなジェンダー・ギャップがあるの	
か、またそうしたギャップが生まれる背景にどのような習慣・慣例などの問	生涯学習課
題があるかについて把握するため、住民同士の意見交換やヒアリング、情報	
共有の場の運営等を行います。把握した内容を、広報啓発に活かします。	
・男性向けの啓発・きっかけづくり	
男性が家事、子育て、介護等に参加するための啓発・きっかけのためのイベ	生涯学習課
ントや勉強会の開催に取組みます。	
・職場や地域活動でのジェンダー平等の啓発	
ジェンダー平等に基づいた行動を促すために、企業や団体・自治会等に向け	生涯学習課
た啓発ツールの制作・配布に取組みます。	
・子ども活動への男性保護者の参加推進	生涯学習課
子ども会など地域の子ども活動へ男性保護者が積極的に参加できるよう、イ	・ ・ 子ども課
ベントの企画や広報強化に取組みます。	」とも詠

#### 施策2 教育を通じた男女共同意識の浸透

男女共同の意識は幼少期より教育によって浸透させることが重要です。保育園・小中学校等でのジェンダー平等についての教育を推進し、必要な教職員への研修やツール制作を行います。

また、こうした教育面での取り組みは、その両親や祖父母といった上の世代への意識啓発にもつな げられる可能性があるため、保護者と子どもが集うイベントや拠点の活用、子ども向け啓発ツールの 保護者世代への活用などにも取り組み、幅広い世代への男女共同意識の浸透を図ります。

※上表中の「★」は、各施策のなかで、特に力を入れて実施する重点事業を示しています。

#### ■主な事業

内容	担当課
★子ども向け啓発ツールの制作・配布	
子どもに向けてジェンダー平等意識を啓発するためのツールとして、冊子等	生涯学習課
の制作・配布を行います。	
★子どもと保護者世代の交流を通じた啓発	生涯学習課
子育てや教育における交流イベントや交流拠点を活かし、子ども向け啓発ツ	王庭子自詠 子ども課
ールなどを用いて、交流とともに両親・祖父母世代への啓発を行います。	丁とも誄
・ジェンダー平等教育の推進	
保育・教育の場におけるジェンダー平等教育に力を入れ、性別による役割の	生涯学習課
固定化をなくし、だれもが生きやすい社会をつくることの重要性を伝えま	子ども課
す。	
・教員・保護者への研修	
教員と保護者それぞれに向けた研修を行い、ジェンダー平等教育の水準向上	生涯学習課
と、家庭における進学・就職でのジェンダー平等意識の啓発に取り組みま	子ども課
す。	

#### 施策3 地域全体としてのジェンダー平等意識の醸成

男女共同参画を推進するときの基本的理念であるジェンダー平等については、個々の不均衡・不平等を解消していく上でも、まずその理解を広め、住民の意識醸成を進めることが重要です。こうした意識醸成は一朝一夕にはいきませんが、今後も継続的に、広く住民に向けた広報や講演会などを行うことで、着実に進めていきます。

#### ■主な事業

内容	担当課
★世代間交流イベントの開催 性別や世代を超えて幅広い住民が参加しやすい交流イベントを開催し、多様 な立場の交流を通じて男女共同意識の浸透を図ります。	生涯学習課住民福祉課
<ul><li>★講演会・学習会等の実施</li><li>専門的な知見や具体的な活動経験を持つ人を招き、男女共同参画やジェンダー平等について学ぶための講演会・学習会等を実施します。</li></ul>	生涯学習課
・広報・啓発 広報誌や HP、ポスター、また男女共同参画についてのわかりやすい冊子な どを制作し、人権や多様な生き方についての広報・啓発に取り組みます。	生涯学習課

※上表中の「★」は、各施策のなかで、特に力を入れて実施する重点事業を示しています。

#### 基本目標Ⅱ だれもが参画しやすい社会のしくみづくり

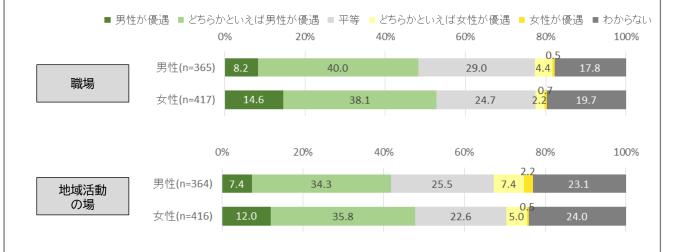
#### (1)課題と取り組むべきこと

本町では、現状では多くの場面において、女性は男性に比べて、仕事や地域活動に参画しにくい状況にあるといえます。この要因には、社会で担うべきことは性別によって異なるのだ、といった差別的な意識の問題や、社会の制度・仕組み・慣習が実際に女性に不利になっているといった問題があると考えられます。

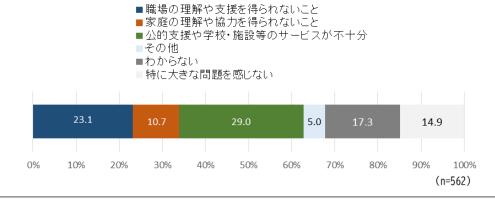
こうしたことを変えるため、まず社会の様々な社会活動の「意思決定」の場に女性の意見をきちんと反映できるよう努めます(施策 1)。また、一方の性別に偏らないように制度・仕組み・慣習を変えていくための啓発や、そのような制度・仕組み・慣習で不利益を被りやすい人への支援の充実・周知を進めます(施策 2)。

#### <課題についての町の現状(再掲)>

・職場や地域活動において男性は女性に比べて優遇されているという回答が多く、その割合は男性より女性の方が高くなっています(男性より女性がギャップに気づきやすいと推測されます)。



・社会参加において重要な「仕事と家庭との両立」のためには、「公的支援や学校・施設等のサービス」「職場の理解や支援」「家庭の理解や協力」といった課題があると考えられます。



#### (2) 実施する施策の内容

#### 施策1 意思決定の場への女性参画の拡大

町議会、審議会、自治会など、地域経営や地域活動に関わる意思決定の場において、女性の割合を増やすことに努めます。このことを通じて、社会のしくみづくりに女性の意見を適切に反映できるようにします。

また、企業・団体などの職場における女性管理職の登用を促したり、町役場の職員登用において率 先して女性管理職の割合を高めたりといった取り組みによって、働き方・労働環境における性別によ る不均衡・不平等低減につなげます。

#### ■主な事業

内容	担当課
★議会、審議会、自治会等での女性割合向上	
町議会議員や区の役員等における女性割合を増やすために、広報啓発に努め	生涯学習課ほか
ます。また、審議会における女性割合の目標値を定め、目標達成ができるよ	土涯子自詠はガー
う審議会議員の選任において一定数の女性が参画できるよう努めます。	
★女性活躍推進のための連携・交流の場の運営	
女性の活躍を推進・支援する団体・個人を中心に、住民同士の情報共有や連	生涯学習課
携アイデア創出を促す場を運営し、必要に応じてその活動を支援します。	
・企業・団体等への女性管理職登用の促し	
民間企業・団体に向けて、女性管理職の登用を促す啓発を行うとともに、そ	生涯学習課
の割合を定期的に把握し町内で共有します。	
・町役場における女性管理職登用の推進	総務課
町役場において、女性管理職の登用により、管理職における女性割合の向上	施伤缺 生涯学習課
に努めます。	土底子百味

※上表中の「★」は、各施策のなかで、特に力を入れて実施する重点事業を示しています。

#### 施策2 性別を問わず社会で活躍しやすい環境づくり

仕事と家庭(家事、子育て、介護など)が両立しやすいように、ワークライフバランスの向上やそのための社内制度改革などを企業に向けて啓発し、職場環境の改善に努めていきます。

また、家庭での役割を担いながら働くための各種支援を手厚くし、またその情報を届けるべき人に届けるために、庁内連携や周知の強化、相談体制の充実などに取り組みます。

#### ■主な事業

内容	担当課
★ワークライフバランス推進のための企業啓発	
働きながら家庭での家事・子育て・介護などがしやすい環境づくりを進める	
ため、企業の経営者等に向けた啓発ツールとしてパンフレット等を制作・配	生涯学習課
布します。また、子育てや介護のために業務時間を調整するなどワークライ	産業課
フバランス向上に取り組むことが、人材の獲得や育成など企業にとってもメ	
リットにつながるという情報提供を、研修や HP 等を通じて行います。	
★若い世代に向けた地域プロモーション	
本計画の様々な事業の成果を踏まえつつ、働きながら子育てのしやすい環境	総務課
や、地域におけるジェンダー平等など、本町における男女共同参画の現状を	称纷未
若い世代に向けてプロモーションし、移住定住促進につなげます。	
★参加しやすい地域活動づくりに向けた現状把握と学びの機会づくり	
自治会をはじめとした地域活動の内容を、だれもが参加しやすいものに改善	
していくために、各地区における現状の問題点を把握します。自治会へのヒ	
アリングやアンケート等を通じて、現状の地域活動の内容ややり方、役員選	
任の慣例などにおいて偏りや見直すべき点がないかを明らかにします。さら	生涯学習課
にこうした現状を踏まえつつ、地区の住民と、現状の問題点や先進的に男女	
共同参画の進んでいる地区の例などを共有する、学びの機会を運営します。	
このことで、地域活動を担う住民が自ら現状の問題を改善しやすくなるよう	
促します。	
・働きながら子育てがしやすい環境の推進と支援情報の周知	
預かりサービスなど各種の支援制度のさらなる利便性向上に取り組むととも	子ども課
に、庁内関係部署間の情報共有・連携強化に努め、町内で利用できる様々な	生涯学習課
支援情報の周知を強化します。	
・進学・就職における悩み相談体制の整備	生涯学習課
希望する進学先・就職先が性別を理由に選びにくい状況にある人に向けて、	子ども課
窓口・電話・ネット等でその悩みを相談できる体制を整えます。	住民福祉課

#### 基本目標Ⅲ だれもが安全・安心に暮らせる環境づくり

#### (1)課題と取り組むべきこと

近年の様々な社会情勢や生活様式の変化は、本町の暮らしにも大きく影響していると考えられ、<u>特</u>定の性別であることで不安や危険にさらされやすくなるといった問題が生じないよう、特に気を付けることが求められています。

そこで、<u>健康で過ごすこと(施策1)</u>、<u>防災(施策2)</u>、<u>暴力を遠ざけること(施策3)、貧困などの生活の困難に支援を得ること(施策4)</u>という、生きていくにあたってだれもが基本的に享受すべきセーフティネットにおいて、性別による偏りが生じないようにし、また特定の性別に対して必要となる支援が適切にできるよう努めます。このことで、性別に関わらず、だれもが安全・安心を感じて暮らすことのできる地域づくりを後押しします。

#### <新しい時代の生活に対応する際の主な課題(再掲)>

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響
- 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- 人生100年時代の到来
- 働き方改革等に対応した法令や制度の整備
- デジタル化社会への対応
- 女性に対する暴力根絶の社会運動
- 頻発する大規模災害

出典:内閣府「第5次男女共同参画基本計画」より(表現の一部を整えた)

#### (2) 実施する施策の内容

#### 施策1 だれもが健康で過ごせるための支援

健康な人生を歩むことが、性によって妨げられたり損なわれたりすることがないように、出産や子育てをはじめとして、必要な支援を充実させ周知します。また性によって不当に健康や権利が害されることのないよう、住民に向けた意識啓発に取り組みます。

#### ■主な事業

内容	担当課
・生涯にわたる健康支援の充実とその周知	子ども課
出産、子育てから老後に至るまで、健康であり続けられるために、各種補助	住民福祉課
制度・サービスの充実をその周知に努めます。	生涯学習課
・性と生殖に関する健康と権利のための周知・啓発	
自分にとって自然な性のあり方や妊娠出産の考え方において、誰もがその権	子ども課
利を守られ、その健康を保てるように、様々な情報の集約・周知や、幅広い	生涯学習課
住民に向けた啓発に取り組みます。	

#### 施策2 男女共同視点での防災

防災のための一連の取り組み(訓練、防災・減災の活動、避難施設や備品の整備など)において、 男女共同の視点をできるだけ反映するようにし、防災において性別によって特に困ることや対応への 偏りが生じないよう努めます。

#### ■主な事業

内容	担当課
★防災への男女双方の視点の反映	
防災計画に女性の視点を取り入れるために、計画の策定・推進に係る委員等	総務課
に一定数の女性が参画できるよう努めるとともに、避難所の受入れ環境や備	心的流
品等において性別による困りごとが生じにくいよう配慮します。	
・地域防災活動における男女共同参画推進	
消防団や防災会議など地域防災活動に関わる女性登用を進めるために、広報	総務課
や意識啓発の促進、参画しやすい制度・環境づくりに取り組みます。	

※上表中の「★」は、各施策のなかで、特に力を入れて実施する重点事業を示しています。

#### 施策3 暴力の根絶

暴力・ハラスメント行為を根絶するための意識啓発に取り組むと共に、そうした被害を受ける立場 にある人への支援や相談体制の充実・周知を進めます。

#### ■主な事業

内容	担当課
<ul><li>★被害を受けた人への相談・支援体制の充実 被害を受けた人が直接、電話、ネットなど様々な手段で相談できたり、被害 を目撃した人が知らせたりできる相談体制を整えます。また、相談を受けた 際に迅速・適格な支援ができるよう、関係機関との連携体制を強化します。</li></ul>	生涯学習課 住民福祉課 子ども課
・暴力・ハラスメント行為根絶のための意識啓発 職場、家庭や恋人関係、地域活動など暮らしの様々な場面で、具体的にどの ような暴力・ハラスメント行為があるのか、これらを周囲が許さない状況を つくることの大切さ等を、冊子やポスター等を通じて啓発していきます。	生涯学習課

#### 施策4 貧困など生活上の困難への支援

家庭や社会的環境、生まれもった心身のあり方など、様々な要因から、貧困をはじめとした生活上の困難を抱えている人に対して、適切に支援できる体制を整えるとともに、そうした支援制度の周知に努めます。また支援や周知にあたっては、SOS を発することの困難な人、周知が届きにくい人がいることを想定して、行政主体での情報共有や適切な周知の手段をとるよう配慮します。

#### ■主な事業

内容	担当課
・相談・支援に対応できる人員体制の充実	生涯学習課
生活上の困難に直面した人に向けた相談や支援が十分にできるよう、これに	住民福祉課
対応する人員体制を充実させます。	子ども課
・困難・問題を抱える家庭についての情報共有の強化 生活上の困難や、虐待などの問題を抱える家庭やそうした家庭の子どもについての情報を、教育・福祉等関連主体間での定期的な会合において共有し、適切な対応に備えます。	生涯学習課 住民福祉課 子ども課
・困難・問題を抱える人に対する支援制度の周知 生活上の困難や問題を抱える人のための相談窓口や各種支援制度についての 情報を、広報キャンペーンやインターネット活用等を通じて幅広く住民に周 知します。	生涯学習課

※上表中の「★」は、各施策のなかで、特に力を入れて実施する重点事業を示しています。

# 各施策の目標値

基本目標ごとに、施策の成果を測るための指標として以下を定め、計画最終年度までに目標値の達成を目指して計画を推進します。

基本目標	指標	出典	基準値 (2022 年)※	目標値 (2027 年)※
ト 暮らしにお ける男女共 同意識の浸 透	における「平寺」の割合  **  (	町足音識調本	家庭生活:31.7	家庭生活:45.0
			地域活動の場:23.8	地域活動の場:46.0
	町議会議員の女性割合(%)	実数	9.1(1 名/総数 11)	27.3 (3 名/総数 11)
II だれもが参 画しやすい 社会のしく みづくり	審議会等の女性割合(%)	実数	19.6	25.0
	自治会長の女性割合(%)	実数	0 名/総数 39)	2.6(1 名/総数 39)
	町役場における女性管理職 割合(%)	実数	15.8 (3 名/総数 19)	26.3 (5 名/総数 19)
Ⅲ だれもが安 全・安心に 暮らせる環 境づくり	が整っていると思う割合	町民意識調査 (政策満足度)	28.6	35.0

※実数の指標については、基準値は 2021 年、目標値は 2026 年

# 第5章 推進体制

本計画を推進する体制として、町の生涯学習課を中核とした男女共同参画推進本部を設置し、庁内関係各課・機関との情報共有・連携のための「男女共同参画行政連絡推進会議」と、住民意見の吸い上げや町内各種団体との連携のための「男女共同参画推進委員会」を定期的に開催し、計画を推進していきます。

#### (1) 男女共同参画推進本部

本部長を町長、副本部長を副町長と教育長とし、生涯学習課を事務局として、国や県との連携をはかりながら、本計画に基づき、富士見町の男女共同参画を総合的に推進します。

#### (2) 男女共同参画行政連絡推進会議

国、県及び庁内関係各課、機関との連携、調整を行い、必要な情報収集や横断的な施策の実施に努め、男女共同参画推進委員会の活動支援を行っていきます。

#### (3) 男女共同参画推進委員会

各区・集落組合、各種団体との連携を緊密化すると共に学習会、講演会やセミナーの開催、男女共同参画に関する調査など独自の事業展開をはかり、男女共同参画社会についての更なる意識高揚と目標実現を促進します。

# 策定について

### (1) 富士見町男女共同参画計画策定委員会 名簿

任期 令和4年4月1日~令和5年3月31日

氏 名	所属団体	
吉川 満美 ◎	教育委員	
小澤 佳代子 〇	社会教育委員	
青木 和久	農業委員	
三井 香菊	人権擁護委員	
細川 昭二	人権擁護委員	
江口 てるみ	女性団体連絡会	
水野 けさ子	男女共同参画推進委員	
寺尾 真二	男女共同参画推進委員	
尾沼 好美	男女共同参画推進委員	
矢沢 里子	町民一般	
小林 直志	生涯学習課長 (事務局)	
北村 享一	生涯学習課 生涯学習係長(事務局)	
入江 由布子	生涯学習課 生涯学習係(事務局)	

◎委員長 ○副委員長

### (2)検討の経緯

日程	開催事項
2022年5月24日	第1回富士見町男女共同参画計画策定委員会
2022年6月21日	第2回富士見町男女共同参画計画策定委員会
2022年8月23日	第3回富士見町男女共同参画計画策定委員会
2022年10月25日	第4回富士見町男女共同参画計画策定委員会
2023年1月11日	第5回富士見町男女共同参画計画策定委員会
2023年1月16日~ 2月16日	パブリックコメント
2023年3月14日	第6回富士見町男女共同参画計画策定委員会

# 令和5年3月発行

#### 富士見町

〒399-0292 長野県諏訪郡富士見町落合10777

TEL: 0 2 6 6 - 6 2 - 2 2 5 0 (代) FAX: 0 2 6 6 - 6 2 - 4 4 8 1

>男女共同参画についてのお問い合わせ

富士見町教育委員会生涯学習課生涯学習係

〒 3 9 9 - 0 2 1 1 長野県諏訪郡富士見町富士見 3 5 9 7 - 1 コミュニティ・プラザ内

TEL 0 2 6 6 - 6 2 - 7 9 0 0 FAX 0 2 6 6 - 6 2 - 7 6 1 1



第6次 富士見町男女共同参画計画 すずらんVI パートナーシップふじみ 2023~2027年度